

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」について

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、平成17年に改正され、第四十一条に動物実験について「3R」※の記載がなされた。これを受け、平成18年6月に文部科学省より、動物実験等の適正な実施について定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を告示した。

※3R 代替法の利用 Replacement 使用数の削減 Reduction
苦痛の軽減 Refinement

定義

動物実験等 動物を**教育、試験研究**又は**生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用**に供すること
実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

研究機関等の長の責務

- 機関内規程※2の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画の承認
- 動物実験計画の実施の結果の把握
- 教育訓練等の実施
- 情報公開
- 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

※2 動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程

各機関における自主管理体制

【構成】

- ・動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ・実験動物に関して優れた識見を有する者
- ・その他学識経験を有する者

動物実験
実施前

動物実験
実施後

動物実験委員会

設置、諮問

動物実験計画の審査

実施の結果を報告

(必要に応じ)助言

機関の長

最終的な
責任を有する

動物実験計画の申請

動物実験計画の承認又は却下

実施の結果を報告

(必要に応じ)改善措置

動物実験責任者

機関内規定の策定 教育訓練等の実施 情報公開 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証